

# 展示会の出展にかかる 費用を補助します！

## 申請期間

令和8年4月1日から  
令和8年

**6月30日まで**

※6月30日以前に出展する場合、出展前日までに申請してください

最大  
**20**万円

## 補助率

対象経費の  
**2分の1**を  
補助します！

## 補助対象経費

- ・ 出展料
- ・ 小間装飾費

※オンライン出展の場合は  
出展料のみ対象になります

## 補助対象となる出展

販路拡大や業務提携先の  
開拓を目的に、  
製品・技術等を紹介する

**展示会・見本市等**

## 補助対象事業者

西尾市内に  
本店または主な事業所をおく企業

西尾市内に  
住所をおく個人事業主

## 申請方法

- ・ 商工振興課 窓口持参
- ・ メール
- ・ 郵送

上記のいずれかの方法で  
必要書類をご提出ください

※6月30日以前に出展する場合、展示会の出展前日までの交付申請が必要となります。

## 補助対象となる事業

取引先及び事業提携先の開拓を目的に製品、技術等を紹介する展示会、見本市、博覧会などに出展する事業。ただし、以下の展示会等の場合は除きます。

- ・ その場で小売することを主な目的としたもの
- ・ 見本市等の主催者が広く一般に出展を募集していないもの
- ・ 募集時の出展小間数が50未満のもの
- ・ 市が主催、又は共催しているもの

## 補助対象となる事業者

以下の①から③のすべての要件を満たすもの。

- ① 西尾市内に本店又は主な事業所を、個人事業者にあつては住所を市内に有していること
- ② 市税を滞納していないこと
- ③ 暴力団員又は暴力団と密接な関係を有しないこと

## 補助対象となる事業費

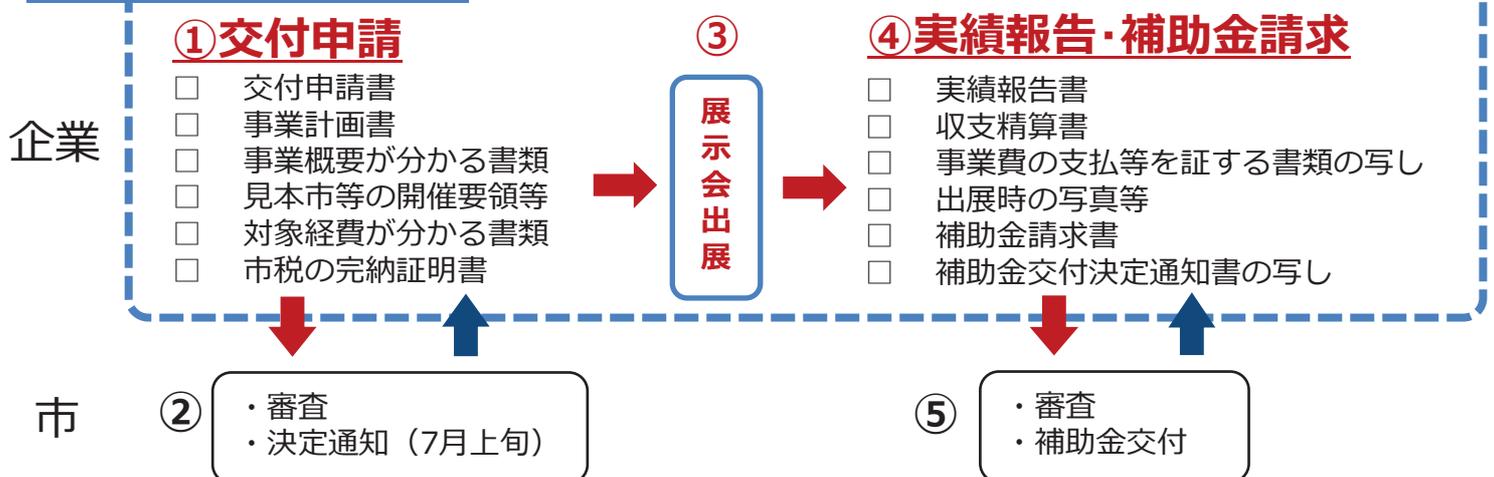
- ・ 出展料
- ・ 小間装飾費（オンライン展示会は除く）

## 補助事業者の決定方法

令和8年6月30日までに交付申請書を提出した者のうち、下記のポイントの合計数が多い申請者を優先して決定します。

- ① 過去に、西尾市企業見本市等出展支援事業補助金(以下補助金)の交付決定を受けていない 5ポイント
- ② 過去3年度以内に補助金の交付決定を受けていない(①を除く) 3ポイント
- ③ 過去1年度以内に補助金の交付決定を受けていない(①、②を除く) 1ポイント
- ④ 前年度に補助金の不交付決定を受けたもの 1ポイント
- ⑤ 中小企業基本法第2条第5項に該当する小規模企業者 2ポイント
- ⑥ 出展を希望する見本市等の前年の出展企業の数(P) P/10,000ポイント

## 申請から交付までの流れ



申請書の様式は、西尾市HPからダウンロードできます。

西尾市 企業見本市

